

所有者用 <空家を売りたい・貸したい方>

空家バンクへの登録から利用までの流れ

空家バンクに登録できる家

- ☞ 個人が居住を目的として所有している一戸建て住宅
(近いうちに空家となる予定の住宅含む)
老朽、損傷等が著しくない空家 など

※ 詳しくは「加須市空家バンク実施要綱」第4条に記載があります。

※ 空家バンクへの登録可否の判定は、これらの要件や現地調査等により総合的に判断します。

1	登録	<p>(1)空家登録の申込み 加須市内に所有している空家の登録を希望される方は、「加須市空家バンク登録申込書」(様式第1号)及び「加須市空家バンク登録カード」(様式第2号)に必要事項をご記入の上、市の担当窓口(交通防犯課、各総合支所地域振興課)に提出してください。 <申込みに必要な書類>所有者等の身分を証明するものの写し、建物及び土地の登記簿謄本の写し</p> <p>(2)現地調査 所有者立会いのもと、市と協定を締結した宅地建物取引業の団体(以下「協会」という。)を通じて選ばれた宅地建物取引業者(協力事業者)が現地調査を実施します。</p> <p>(3)空家バンクへの登録 市は(2)の調査結果等を確認し、登録が適当であると認めるときは、空家バンクへの登録を行います。 ※ 登録の可否を決定したときは、空家バンク登録(不登録)通知書を送ります。 ※ 調査等の結果、空家バンクへの登録ができない場合もあります。</p>
2	空家の 情報提供	市のホームページ、担当窓口等で、住まいを考えている人へ空家バンクに登録した物件情報を、公開、提供、紹介します。
3	交渉・契約	<p>(1)利用希望の申込みがあった場合、空家登録者へ市から「加須市空家バンク交渉申込通知書(空家登録者用)」(様式第16号)を送ります。</p> <p>(2)協会が選定した協力事業者(宅地建物取引業者)から空家登録者へ連絡します。協力事業者の仲介により交渉(見学等含む)・契約手続きを行っていただきます。 ※ 契約の成立時には、所定の仲介手数料が必要となります。</p>

※ 市では、情報の提供や必要に応じて連絡調整等を行います。物件の売買・賃貸に関する交渉・契約に関しては、一切関与しません。

※ 「空家バンク」への登録を通じて得られた情報について、利用目的に従って利用し、他の目的で使用することはありません。